

若年がん患者の在宅療養生活支援事業について

1 趣旨・目的

千葉県では、令和3年9月から、がん患者が住み慣れた場で安心して療養生活を送ることへの支援を目的とした「若年がん患者の在宅療養生活支援事業」を実施している。

事業の概要は以下及び添付のリーフレットのとおりでありますので、事業の利用者から、対象サービスの利用について申し出等があった場合は対応をお願いしたい。

2 事業概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満の者 ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない者に限る）
想定利用数	57件／年（令和3年9月～令和4年8月 実績）
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が利用したサービス（※）の一か月あたりの利用料に対し利用料の10分の9相当額を助成 ・上限54,000円／月 ・助成金は利用者本人等への償還払いであり、事業者と市の間での直接の書類のやりとりは発生しません ・対象者から市への助成金の交付申請に先立ち、対象者による市への利用申請が必要となります。 <p>※助成対象となるサービス 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入</p>
制度開始日	令和3年9月1日

3 申請方法

必要書類	<p>【利用申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・医師の意見書 <p>【利用決定後における助成金の交付請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付請求書 ・領収書の原本 ・サービスの利用明細書 ・振込先が確認できるもの
申請先	<p>【郵送での申請】健康推進課</p> <p>【来所での申請受付】各区健康課</p>